

# 米国生保の保険約款簡明化への対応

保険研究部門 小松原 章  
komatsu@nli-research.co.jp

## 1. 保険約款用語簡明化取組の経緯・背景

米国では、1970年代に消費者運動等の影響を受けて、法令や消費者契約書類において平易な英語を用いることにより契約内容に関する消費者の誤解の発生を防止しようとする動きが顕著となった。

例えば、民間ベースでは1975年1月に当時のシティバンクが、消費者契約において法律家独特の言い回し（リーガリーズ、legalese）が使用されているとの批判を受けて消費者信用契約の書式を簡単なものに変えた。このような動きが消費者契約における平易な英語使用の立法化を促進し、ニューヨーク州において1977年平易な英語法を組み入れた一般債務法（General Obligation Law）が成立、78年11月から施行された<sup>（注1）</sup>。

一方、平易な英語使用を求める動きは連邦政府レベルでも見られ、1978年3月、当時のカーター大統領は、連邦政府機関の規則が平易な英語（plain english）で書かれていて、それを遵守すべき者に理解しうるものであることを各機関の長にチェックさせる大統領命令を公布した<sup>（注2）</sup>。

こうした一般情勢の推移を受けて、保険業界

においても保険約款の平明化を目指した動きが70年代後半から顕著となった。その典型的な動きがNAIC（全米保険監督官協会）のモデル法立法化の動きである。

具体的には、NAICでは1977年6月に生命保険約款用語簡明化を実施するためのタスクフォースを設置し、用語簡明化統一基準作り（モデル法の制定）に着手した。タスクフォースは、モデル法作成に際しては、概ね次のような原則に基づくこととした<sup>（注3）</sup>。

- ・モデル法は将来に向かってのみ適用されること（既に認可された既契約には適用しないこと）
- ・モデル法は、他の法律との抵触を避けるため、単に読み易さの規準のみをその内容とする。
- ・団体保険、団体年金は適用除外とする。
- ・読みやすさの統一化を図るため、モデル法に読み易さ（読みやすい約款とは何か）を決定する基準を取り込むこと（読みやすさを規則の制定プロセスに委ねることによるバラツキを避けるため、法律に盛り込む）
- ・モデル法では、保険約款は法律に基づく契約であること、および保険約款様式、内容面における柔軟性、技術革新を阻害してはならないことを規定する。

・モデル法では、以下で説明するフレッシュ読み易さテスト等の読み易さテストにおいて所定の妥当な評点を確保することを要件とする旨規定すること。

タスクフォースは、上記原則とりわけ読み易さテストを法律に盛り込むという方針を柱としてモデル法を制定する作業に取り組み、検討を重ねた結果、NAICでは1978年6月に生命保険・医療保険約款用語簡明化法（Life and Health Insurance Policy Language Simplification Model Act）を採択することとなった。

NAICでのモデル法採択を受けて、1970年末から80年代にかけて各州はモデル法に準拠または関連した法律を州の保険法に盛り込むこととなり、現在では大方の州（ニューヨーク、カリフォルニア、テキサス、フロリダ等35州）が約款簡明化を法律に導入することによりこれを商品認可の要件としている。

代表的な州としてのニューヨーク州の動きを見ると、平易な英語使用の先駆けである先述の78年ニューヨーク州一般債務法が保険に適用されなかったため、1980年改正で1982年7月1日以降に発行される保険約款に対してNAICモデル法に準拠した「読みやすく分かりやすい約款の使用の要求」、「読みやすさの判定基準としてのフレッシュ読み易さテストの充足」等を内容とする制度改正が行われた。

なお、以下における中心的な地位を占める読み易さを判断するための「フレッシュ読み易さテスト」とは心理学者ルドルフ・フレッシュ（Rudolph Flesch）が発案した読み易さ測定のためのテストで保険約款に限らず一般的に使用されるものである。具体的には、単語の長さや文章の長さを考慮した一定の公式（下記）により評点を算定するもので、評点が高いほど

「読みやすい（簡単である）」と判断される。

大雑把に言えば、「短い単語を使い、短い文章で書く」という方針を貫けば、評点が高くなる、すなわちやさしい文章となることである。平易な英語（プレーン・イングリッシュ）とされるにはフレッシュテストで最低60点に達する必要がある。60点から70点が平易（plain english）、70点から80点がやや易しい（fairly easy）、80点から90点が易しい（easy）という評価に対して、30点から50点が難しい（difficult）、50点から60点がやや難しい（fairly difficult）という評価となっている。

ちなみに、以下で説明するNAICモデル法で約款の読み易さに関して求められる評点は最低40点であることから、平易な英語には達しない難しい（difficult）水準である。

なお、具体的にフレッシュテスト上の評点を算定するための算式は次のとおりである。

フレッシュテスト評点＝

$$206.835 - 1.015 \times (\text{全単語数} \div \text{全文章数}) - 84.6 \times (\text{全音節数} \div \text{全単語数})$$

上記式において「全音節数÷全単語数」は一語あたりの音節数であり、この数値が小さいということは短い単語を使用しているということで、評点を高くする効果（読みやすくする効果）を有する。また、「全単語数÷全文章数」は一文章あたりの単語数（文章の長さ）であり、この値が低い（文章が短い）程評点を高くする効果を有する。

## 2. NAICモデル法の内容

NAICのモデル法は次で説明するように、約款の読み易さを測定する手段としてフレッシュ読み易さテストの使用を原則として要求して

おり、このテスト充足を商品認可のひとつの要件としている。ただし読み易さを要求する一方において、約款上使用する必然性のある専門用語、例えば「医学用語」、「法律・規則等で要求される文言」などは読み易さテストの適用対象から除外されており、一定程度の非日常用語の使用は差し支えないこととされている。

また、保険監督官は裁量により、フレッシュテストで要求される最低点よりも低い点数を認める余地も与えられているし、フレッシュテストに代わる代替的なテスト法を採用する権限も与えられており、弾力的な規定振りとなっている。

#### (1) モデル法の目的・適用対象

本法（モデル法）の目的は、契約者（被保険者）に対して、当該州で発行される生命保険約款等（医療保険、信用生命保険を含む）の読み易さを促進することである。

一方において、本法は、保険会社が引受けるリスクを増大させ、また、保険法令によって生保約款（契約）に課せられる諸要件（保険会社の義務）を免除するものでもない。さらに、本法は、保険約款の柔軟性や革新を阻害し、または保険約款の標準化を誘導するものでもない。

NAICでは読み易さの最低基準を設定するという上記の目的を達成するに当たり、モデル法脚注にて、約款上の特定の専門用語を簡単な言語で言い換えることは困難または不可能であることを認めている。つまり、所要の医学用語、保険用語または法令上の用語にとって代わる適切な用語はないという認識である。

そこで、NAICは、本法はこのような専門用語の使用を排除するものではないし、このような用語を使用し続ける保険会社を罰する意図を有するものでもないとしている。要するに、本法の目的は、保険契約者（被保険者）が保障

内容を理解するのを支援するために、約款上使用される言語を改善（読みやすくする）することであるとしている。本法の適用対象契約は、生命保険、医療保険（信用生保、信用医療を含む）であり、変額保険・年金、大規模団体保険、団体年金は適用除外となっている。

また、本法以外に他の法令により簡単な言語の使用を義務付ける法令（基準）がある場合には、本法（モデル法）を適用し、他の法令の適用を排除している。

#### (2) 約款上使用する用語を簡素化するための最低基準

NAICでは、約款で使用される用語を簡明化するための最低基準（用語簡明化基準）を以下のように定めている。

まず、保険法で要求されるその他の要件に加えて、以下の要件を満たさない保険契約は当該州での販売認可が得られないものと規定し、読み易さ基準を満たすことが商品認可の必要条件の一つとして求められている。

- ・保険約款本文に関するフレッシュの読み易さテスト（Flesch reading ease test）の評点が少なくとも40点以上であること。または本法で認める他の類似のテストで同等の点数を確保すること。
- ・保険約款本文は、10ポイント（1ポイントは約0.35mm）以上で印刷し、かつ、活字間隔を1ポイント以上空けること。
- ・文章の表現方法、配列、全体の体裁については約款の本文全てに対して不適切な強調をしてはならない。
- ・約款上の3ページ以内で3,000語超の単語が記載されている場合、または単語数にかかわらず約款が3ページ超にわたる場合には、保険約款主要条項の一覧表または索引を保険約款

につけること。

なお、本法でいうフレッシュ読み易さテストとは、次の手続によって測定されるものとされる。

・保険約款の本文が10,000語以下の場合には、保険約款全体を分析するものとする。10,000語を超える場合には、全体の分析に代えて、1ページ当たり200語のサンプル2つについて読み易さの分析を行なうものとする。これらサンプルは少なくとも20行以上離れたものから抽出されるものとする。

・前述した次の算式により評点を算出する。

$$\text{評点} = 206.835 - 1.015 \times (\text{全単語数} \div \text{全文章数}) - 84.6 \times (\text{全音節数} \div \text{全単語数})$$

ここで、上記の評点を算定するに際しては次の手続に従うものとする。

・短縮語、ハイフンで繋いだ単語、または数字群および文字群は、離れて印刷されている場合でも、それぞれ1語として数えるものとする。

・ピリオド、セミ・コロンの(;) またはコロンの(:)で終わる語群は、表題および見出しの場合を除き、1文として数えるものとする。

・音節とは、1つの語が話される際に一般に容認された辞書において分離されている1文字以上からなる発音単位 (a unit of spoken language) をいう。

さらに、ここで言う本文とは、次のものを除く全印刷文を含むものとする。

・保険会社の名称、住所。保険契約(約款)の名称、番号または表題。内容の目次または索引。見出し、小見出し。明細説明ページ、明細表または一覧表。

・連邦法・規則、または行政解釈の要件に合致するために記載される約款上の全ての文言。

・労使の団体協約によって要求される全ての文

言。

・全ての医学用語。

・法律・規則で要求される全ての文言。

ただし保険会社はこれら除外規定によって除外される文言または用語を認定し、かつこれらの文言、用語が除外される資格がある旨を文書で証明しなければならない。

一方において、保険監督官は上記のフレッシュテストに代えて、これと同等の結果が確保される場合には、代替的手法の使用を認可することができる。

### (3) 保険監督官による認可等

本法に従って約款認可を申請する保険会社は、約款が読み易さテストの要件を充足している旨を確認した担当役員署名入りの証明書を添付しなければならない。

保険会社は自社の選択により、特約や申込書その他の様式について、それぞれ保険約款とは独立の書式としてかまたは一緒に用いられる保険約款の一部としてかのいずれかで採点することができる。

読み易さを検討するに際して、保険監督官は当該証明書の内容を確認するため、追加情報が必要な場合には、保険会社に追加情報の提出を求めることができる。

保険監督官は、以下の事実を確認した場合には、自己の裁量によりフレッシュテストにより要求される最低点よりも低い評点の約款を認可することができる。

・最低点未満の点数であっても、約款の読み易さという意味でのより正確な表現がなされていること。

・特殊な保険約款または約款形式・級別の性質のために最低点未満とならざるを得ないこと。

・州法・規則または保険監督官解釈の要件に合致するために用いられた所定の文言が、最低点未満の評点の原因となっていること。

本法所定の要件（フレッシュテスト、活字の大きさ等）を満たした保険約款は、他の法令の規制にかかわらず、認可されるものとする。

### 3. ニューヨーク州の保険約款簡明化規制

ニューヨーク州では保険約款は、保険監督官宛に届出がなされかつ保険法令上の要件に合致し、保険監督官の承認を得られない限り、同州での当該保険商品の販売はできないこととなっている（ニューヨーク州保険法<sup>3102</sup>条）。

さらに、ニューヨーク州ではわが国の保険約款に相当する事項が保険法上詳細に規定されており、例えば、生命保険について見ると、3203条にて「個人生命保険契約 保険契約者・保険者の契約上の権利・義務に関する標準条項」と称する条文が設定されて、猶予期間、不可争条項、剰余金割当、免責条項等が網羅されている。これら法令上の規定は最低基準であり、保険約款にかかわる保険監督官の認可を得るには、法律の規定と同等かまたはそれよりも保険契約者に有利になるような規定を含まなければならないこととされている。

ニューヨーク州で約款認可を得るためには、保険会社は、これら保険契約の内容面（権利義務関係）の確保に加えて、保険約款の簡明化が同時に求められている。「読み易くわかりやすい保険約款の使用要件」は<sup>3102</sup>条にて具体的に定められており、総じてNAICのモデル法に準拠したものとなっているが、あえて相違を指摘するならば、ニューヨーク州ではフレッシュ読み易さテストの評点が45点とされ、NAICの評点40点よりも高く設定（よりわかり易くす

る）されている点である。

これら同州の読み易さ、わかり易さに関する規制を概観すると概ね以下のとおりとなる。

#### (1) 読み易さの要件

まず、同州では保険法上の簡明化基準に関する規定を保険約款に優先適用すべき旨を明らかにし、他の法令に基づく簡明化基準の適用を排除している。

この前提のもとで、読み易さの観点からは次の条件を満たさない限り、同州内での保険約款の発行をしてはならないとの制限が課せられている。

具体的に見ると、モデル法と同様の内容が概ね次のように規定されている。

- ・保険約款本文が、フレッシュの読み易さテスト評点で45点以上、または本法所定の他の同種テストで同水準以上の評点を得ていること。
- ・保険約款本文が、10ポイント以上の大きさの活字で印刷されていること。また、活字が1ポイント以上の間隔をあけていること。
- ・保険約款が3000語以上にわたるか、または語数にかかわらず3ページを超える場合には、保険約款主要条項の一覧表または索引を保険約款に付けること。

また、ニューヨーク州固有の規定として概ね次のような条件が課せられている。

- ・明確で一貫した態様で書かれていること。
- ・可能な限り、保険約款は読み易く、一般的かつ日常的意味をもった用語を用いていること。
- ・保険約款本文が、適切に区分されて見出しを付け、意味ある順序で提示されていること。各部分に含まれるかまたはそれが対象とする事項の内容がわかるように、それぞれの部分の始めには、下線、太字等による目立つ表題または見出しが付けられていること。

・保険約款を読み易くするための十分な余白を設けること。

・読み易くするために、インクと紙の対照が充分なように保険約款が印刷されていること。

なお、上記でいう本文とは、NAICモデル法同様に保険会社の名称・住所、各種表・見出し、医学用語および法令上要求される文言等所定のものを除く全ての印刷物をいう。

## (2) 保険監督官の権限等

保険監督官の権限等は概ね以下のとおりで、モデル法に沿った内容となっている。

・保険監督官はフレッシュ読み易さテストに代わる別の読み易さテストを用いるよう指示する権限を有する。

・保険会社が約款認可申請をする場合、使用した読み易さテストの最低点を満たしていることを役員が証明しなければならない。証明の正確さを確認するために、保険監督官は当該証明の裏づけとなる追加情報を保険会社に要求することができる。

・保険監督官は裁量により、所定の場合（モデル法同様に例えば、最低点未満であっても法の趣旨に照らして読み易い約款である場合等）にはフレッシュ読み易さテストの最低評点よりも低い評点を認可することができる。

・保険監督官は、フレッシュ読み易さテスト等本規定（読み易さ）の要件を満たす保険約款が、約款内容を規定するその他の法律を適用した保険約款内容に比べて、保険契約者保護の程度が劣らないと判断した場合には、他の法律要件にかかわらず本規定による保険約款を認可することができる。

保険監督官は、本規定（読み易さ）に適合しない保険約款の州内での発行を認めてはならないこととされており、保険契約内容（最低限州

法の規定内容を充足する）の充足とともに、契約内容のわかり易さの確保が商品認可の要件とされている。

## 4. 総括

以上説明してきたとおり、米国の保険約款の読み易さ確保への取組みはNAICのモデル法による読み易さテストを中心としてきた経緯がある。端的に言えば、所定の専門用語の使用を前提としつつ、「短い単語、短い文章」の使用で対応してきた。読み易さテストの規準として「フレッシュ読み易さテスト」という社会一般に認められた方式が存在していたことがこうした取組みへの支援材料になったことが大きな特徴のひとつとして指摘することができる。

1978年のモデル法制定以降、同法の抜本改正はなされていないことから、法令ベースでの約款の読み易さへの対応は一段落しているものと考えられる。わが国と米国では言語の方式が基本的に異なり、フレッシュテストに相当するテストが定着していないこと、米国の生保約款はわが国に比して特約が少ないことから約款全体が相対的に簡素であることなど、わが国を取り巻く環境とは異なる点が見られる。

しかしながら、全米レベルで法令用語等の難解な用語を消費者契約からできるだけ排除し、簡易な英語で表現しようとする全般的な動向と、これを受けての保険業界・監督当局の対応方法については、注目に値するものがあるように考えられる。

-----  
(注1) 山口裕博「消費者契約におけるリーガリーズ (legalese) の排除 1978年ニューヨーク州平易な英語 (plain english) 法」『英米法学』第22巻、1979年。

(注2) 北川善太郎「約款の適正化と言葉の問題」『国民生活』第12巻第2号、1982年2月。

(注3) NAIC, Vol.1 1978 Proceedings of NAIC, 1978.